

# 結果（途中・終了）

平成27年4月1日時点

担当課（子ども家庭課）

## 2 市民参加の手続 実施結果について

通称	流山市保育の実施に関する条例の全部を改正する条例	市民等への影響	保育の必要性の認定基準を定めることで、各家庭の状況に見合った教育・保育が利用できることが見込まれる。
名称	流山市保育の実施に関する条例の全部を改正する条例		
概要	保育の必要性を認定するに当たり、保護者の就労または疾病等の保育が必要な「事由」についての認定基準を定める。		
市民参加の実施結果を踏まえた担当課の意見	幼稚園や保育所等を通じて開催チラシを配布する等の周知をすることで、合計50名の方に意見交換会に参加していただき貴重な意見を頂戴することができた。 条例案については、国基準に基づく内容であり、修正することはなかったが、市の子育て支援全般においても多数の意見を頂戴することができたので、今後の参考としたい。		

### （1）市民参加の実施内容

市民参加の方法を選択した理由・実施時期（流れ）を選択した理由	・審議会 平成27年度から子ども・子育て支援新制度がスタートする予定であり、新制度開始に伴い子ども・子育て支援事業計画の策定、関連条例等を整備する必要がある。当該審議会（流山市子ども・子育て会議）では既に計画策定の審議中であり、関連条例等についても同審議会において同様に専門的な見地から審議することが適当であると考える。
	・意見交換会（タウンミーティング） 当該条例等は、子ども・子育て支援といった市民生活に密接に関連する事項であることからも、素案を広く周知するとともに、素案に対する具体的な意見を聴取できることから、当初パブリックコメントの実施を検討していた。また、新制度の開始に伴う事務手続きの開始時期や、市民等の関係者への周知期間を考慮するに、平成26年9月議会での条例案の提出が必要である。しかしながら、当該条例等の基準に係る府省令等の公布が遅れたことから、パブリックコメントの実施に係る事務手続きの準備期間が不足しているため、素案に対する具体的な素を直接聞くことのできるタウンミーティングを実施することが適当であると考える。

市民参加の手法	①開催告知日	③募集期間	④受付方法	⑤開催日等	⑥人数等	⑦人數構成内訳	⑧結果の公表	⑨意見の反映	⑩工夫したこと	⑪その他特記事項
審議会 流山市子ども・子育て会議	＜HP＞開催約2週間前から掲載 ＜広報紙＞開催約1週間前の号	—	—	＜第5回会議＞(諮詢) H26年4月25日 ＜第6回会議＞(答申) H26年5月9日	委員数 13名	・委員の構成 ・児童福祉サービスの提供を受ける者 1名 ・児童福祉サービスを提供する者 1名 ・私立幼稚園協会を代表する者 1名 ・民間保育園協会を代表する者 1名 ・学童保育連絡協議会を代表する者 1名 ・主任児童委員 1名 ・学識経験を有する者 1名 ・教育委員会の職員 1名 ・市民等 5名（個人3名、NPO法人2団体からの代表者2名）	・HP ・随時、配布資料と会議録を公開	○ 意見を反映した （案を修正した） ○ 案を修正しなかった その他	・保育ボランティアを実施した。	・委員の公募について ・公募委員の枠 5名 ・委員募集期間 H25年4月11日～H25年5月2日 ・選出方法 書類選考及び面接選考 ・応募者数 13名 ・決定数 5名

意見交換会 (タウンミーティング)	<HP> H26年7月～	-	-	①H26年7月26日 10時～11時30分 北部公民館 ②H26年7月26日 14時～15時30分 東部公民館 ③H26年7月27日 10時～11時30分 南流山センター ④H26年7月27日 14時～15時30分 水道局	<参加者数> ①11人 ②1人 ③17人 ④15人	-	<HP> 隨時、配布資料等を公開	<input checked="" type="radio"/> 意見を反映した (案を修正した)	·保育ボランティアを実施した。
	<広報紙> H26年7月21日号								
	<ポスター> H26年7月～								
	<チラシ> H26年7月～								
								<input checked="" type="radio"/> 意見を反映した (案を修正した)	
								案を修正しなかつた	
								その他	

## (2) 実施された市民参加の流れ

.....→ \* 継続的なもの

